

急性灰白髄炎の発生動向調査届出基準の改正について

平成28年6月10日(金)

背景

- WHO では、ポリオ根絶に向けた最終的な取り組みとして、「ポリオ根絶・最終段階戦略計画2013-2018 (The Polio Eradication & Endgame Strategic Plan 2013-2018)」を進めており、その一環として2型経口ポリオウイルスワクチン接種が2016年5月1日をもって中止された。
- 今後、一年間程度は、2型ワクチン由来ポリオウイルスが検出される可能性があるが、その場合は公衆の保健上の緊急事態として対応する必要がある。
- これを受けて、国際保健規則では、2016年5月1日以降、全ての2型ポリオウイルスの検出について、速やかに報告することを求めている。

対応案

- 感染症法第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(健感発0426第6号)で定められている、急性灰白髄炎の発生動向調査の届出基準を以下の通り変更することとしたい。

変更前

(略)
 (3) 届出基準
 (略)
 イ 無症状病原体保有者
 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただしワクチン株ポリオウイルスによる無症状病原体保有者は届出の対象ではない。
 (略)



変更後

(略)
 (3) 届出基準
 (略)
 イ 無症状病原体保有者
 医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、急性灰白髄炎の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。ただし1型および3型ワクチン株ポリオウイルスによる無症状病原体保有者は届出の対象ではない。
 (略)